

優先出資の募集に関する決定公告

平成24年3月5日

組員・優先出資者 各位

宮城県石巻市開成1番27
宮城県漁業協同組合
代表理事理事長 阿部 力太郎

優先出資の募集について、下記のとおり決定いたしましたので公告いたします。

記

1 募集優先出資の内容

- (1) 募集優先出資は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律第118号)附則(以下「再編強化法附則」という。)に定める特定優先出資等に係る優先出資で、定款に定める内容を有する乙種優先出資として発行する(以下、募集優先出資を「本優先出資」という。)
- (2) 当組合は、本優先出資にかかる優先出資者(以下、単に「優先出資者」という。)に対し、普通出資者に先立って、剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を支払うものとする。優先配当率(優先配当金の額面金額に対する率をいう。)は、年0.32%とする。なお、当組合が、法令及び本優先出資の募集事項に基づき、優先出資者に対して支払う平成24年3月31日に事業を終了する事業年度にかかる一口当りの優先配当金の額は、額面金額である1,000円に優先配当率である年0.32%を乗じて算出した額に、払込期日である平成24年3月23日(同日を含む。)から平成24年3月31日(同日を含む。)までの日数を365で除して得られる数を乗じて得られる金額とする。但し、円単位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。
- (3) 優先出資者に対して支払う剰余金の配当金の額が優先配当金の額を下回った場合は、その下回った額は、翌事業年度の優先配当金に加算されないものとする。
- (4) 優先出資の消却価額については以下のとおりとする。
 - a 当組合が、法令に基づき、本優先出資を消却するため本優先出資を取得する場合に優先出資者に支払う額は、一口当りの額面金額である1,000円に次項に定める経過優先配当金相当額を加えた額に、取得口数を乗じて得られる金額とする。
 - b 経過優先配当金相当額とは、取得日の属する事業年度の直前の事業年度におい

て優先出資に関して配当が行われた一口当りの優先配当金の額に、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を乗じて得られる金額とする。但し、円単位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。

- (5) 当組合の残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。
- a 優先出資者に対して、下記eの定める支払順位に従い、優先出資の額面金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する。
 - b 優先出資者に対して、下記eの定める支払順位に従い、優先出資の発行価額から額面金額を控除した金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する（当該優先出資が額面金額を超えて発行された場合に限る。）。
 - c a・bの分配を行った後、なお残余があるときは、払込済み出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。
 - d この組合の残余財産の額が、a・bの規定により算定された優先出資者に対して支払うべき金額に満たないときは、優先出資者に対して、下記eの定める支払順位に従い、当該残余財産の額をその口数に応じて分配するものとする。
 - e 平成18年3月30日発行の非累積的永久優先出資及び今回の優先出資に係る優先的配当並びに残余財産の分配の支払順位は、いずれも同順位とする。

2 募集優先出資の口数 6,680,000口

3 募集優先出資の払込金額 1口につき 1,000円

4 申込期間 平成24年3月 5日（月曜日）から
平成24年3月23日（金曜日）まで

5 募集優先出資と引換にする金銭の払込の期日
平成24年3月23日（金曜日）

6 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
払込金の全額を出資金に計上し、資本準備金に計上する額は0円とする。

7 募集の方法 私 募
(引受先：社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会)

8 期 限 無 期 限

9 参加配当の有無 無

以 上